

様式第2号（第8条関係）

会 議 録

- 1 会議の名称 令和6年 第1回川根本町教育委員会
- 2 会議日時 令和6年3月1日（金） 午後 3時00分 から  
午後 4時30分 まで
- 3 開催場所 川根本町役場総合支所 2階 教育長室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委員 教育委員 森下洋一、松下陽子、八木洋子、山本正和  
教育長 山下 齊
  - (2) 執行機関 （事務局）教育総務課長 平松敏浩  
社会教育課長 大村泰子  
教育総務課管理主事兼教育総務室長 松本治樹  
教育総務課指導主事 守谷洋紀
  - (3) その他 なし
- 5 議 題
  - 議案第1号 令和5年度末教職員人事異動内申について
  - 議案第2号 川根本町立義務教育学校開校に伴う関係条例の整備に関する条例  
について
  - 議案第3号 川根本町立義務教育学校開校に伴う関係規則・要綱等の整備に  
関する規則等について
  - 議案第4号 令和6年度教育費歳入歳出予算（案）について
  - 議案第5号 令和5年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について
  - 議案第6号 川根本町教育大綱（案）について
  - 議案第7号 川根本町部活動指導員設置要綱制定について
- 6 会議資料の名称 議案第1号～議案第7号
- 7 発言の内容

教育長 ただ今の出席者は5名で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定による教育長及び在任委員の過半数を満たしており、定足数に達しています。よって、令和6年第1回川根本町教育委員会は成立しましたので、開会します。

これより会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

会議の公開及び会議録の公表について発言します。

お諮りします。

議案第1号「令和5年度末教職員人事異動内申」については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 それでは、議案第1号に関する件については出席者の3分の2以上の同意を得ましたので、非公開といたします。

なお、同議案は会議録につきましても非公開とすることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長            それでは、議事に入ります。  
                      最初に、議案第1号 令和5年度末教職員人事異動内申についてを議題とします。

事務局            朗読を省略し、事務局からの説明を求めます。  
                      それでは、議案第5号 令和5年度末教職員人事異動内申について、提案理由をご説明いたします。

                      県費負担教職員の人事異動につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の規定により、市町村教育委員会の内申をもって都道府県教育委員会が任免を行うことになっております。

                      それでは、令和1年度末教職員人事異動内申について、お手元に配付した各学校の人事異動内申案に基づき説明いたします。

(内容については非公開)

教育長            説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長            原案についての意見はありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長            意見なしと認めます。よって、議案第1号 令和5年度末教職員人事異動内申については、原案のとおり承認いたします。

教育長            次に、議案第2号 義務教育学校設置条例制定に伴う関係条例の改正について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局            義務教育学校設置条例制定に伴う関係条例の改正について提案理由の説明をさせていただきます。

                      義務教育学校設置条例制定に伴う関係条例の改正について、昨年9月議会で制定されました川根本町義務教育学校が本年4月から開校する準備を進めてきていますが、今回、校名などが変わることによる条例改正する必要がある教育委員会関係条例を改正するものです。

改正するのは

- 1 川根本町立小学校の専科担当教員に係る町費負担教員の任用等に関する条例
- 2 川根本町立中学校の免許外教科担任の解消に係る町費負担教員の任用等に関する条例
- 3 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の任用

等に関する条例

- 4 川根本町学校給食共同調理場条例
- 5 川根本町立学校体育施設使用条例
- 6 川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

以上の改正となります。

町内の児童・生徒・学校を特定するものは改正対象とし、上位法の定義に基づく小学生、中学生、小学校、中学校を指すものは改正対象から除外するものです。

小学校 ⇒ 義務教育学校前期課程

中学校 ⇒ 義務教育学校後期課程

小学生 ⇒ 義務教育学校前期課程児童

中学生 ⇒ 義務教育学校後期課程生徒

※前後の記述によりすべてが当てはまることではない。

また、川根本町社会体育施設条例の一部を改正する条例については、条例で定める社会体育施設の名称、種類及び位置、使用時間、使用料について定める別表1から3中の施設名称を改正するもので、別表に規定する施設の種類、位置、使用時間、使用料の変更はありません。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。

教育長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第2号 義務教育学校設置条例制定に伴う関係条例の改正は、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第3号 義務教育学校設置条例制定に伴う関係する規則・要綱等の改正を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 それでは、義務教育学校設置条例制定に伴う関係する規則・要綱等の改正について提案理由の説明をさせていただきます。

義務教育学校設置条例制定に伴う関係条例の改正について、昨年9月議会で制定されました川根本町義務教育学校が本年4月から開校する準備を進めてきていますが、今回、校名などが変わることによる改正する必要がある教育委員会関係規則・要綱等の改正について改正するものです。改正するのは、附則にて令和6年4月1日より施行することを定めています。

今回、校名などが変わることによる条例改正する必要がある教育委員会関係規則・要綱を改正するものです。

改正するのは、

#### 《教育総務課》32件

- 教育機関の職員等の勤務時間等に関する規則
- 川根本町立小中学校備品管理規程
- 川根本町コミュニティ・スクールディレクター設置要綱
- 川根本町スクールバス管理運営要綱
- 川根本町遠距離通学費助成事業実施要綱
- 川根本町外国人及び帰国児童・生徒日本語特別指導実施要綱
- 川根本町共同学校事務室の組織及び運営に関する規程
- 川根本町教育委員会学籍事務取扱要領
- 川根本町教育委員会公印規則
- 川根本町教育委員会表彰規程
- 川根本町教職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱
- 川根本町教職員住宅管理規則
- 川根本町児童・生徒の就学等に関する規則
- 川根本町若者交流センター条例施行規則
- 川根本町奨学生選考委員会規程
- 川根本町中学生及び高校生海外研修事業実施要綱
- 川根本町特別支援教育就学奨励費交付要綱
- 川根本町要保護及び準要保護児童生徒認定要綱
- 川根本町立学校における学校運営協議会設置規則
- 川根本町立学校体育施設使用条例施行規則
- 川根本町立学校特別教室使用規則
- 川根本町立小・中学校評議員設置取扱要綱
- 川根本町立小・中学校管理規則
- 川根本町小・中学校公用車管理規程
- 川根本町立小・中学校校外学習実施基準
- 川根本町立小・中学校修学旅行等実施基準
- 川根本町立小・中学校出勤簿整理要領
- 川根本町立小・中学校処務規程
- 川根本町立小・中学校文書取扱要領
- 川根本町立小・中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の休暇等に関する規則
- 川根本町立小中学校の複式学級の指導に係る町費負担教員の特殊勤務手当に関する規則
- 川根本町立小・中学校教職員の兼務指導等に関する規程

#### 《社会教育課》4件

- 川根本町社会体育施設条例施行規則
  - 川根本町資料館条例施行規則
  - 川根本町伝統文化伝承館条例施行規則
  - 川根本町放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱
- 町内の児童・生徒・学校を特定するものは改正対象とし、上位法の定

義に基づく小学生、中学生、小学校、中学校を指すものは改正対象から除外するものです。

小学校 ⇒ 義務教育学校前期課程

中学校 ⇒ 義務教育学校後期課程

小学生 ⇒ 義務教育学校前期課程児童

中学生 ⇒ 義務教育学校後期課程生徒

※前後の記述によりすべてが当てはまることではない。

以上で提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。

教育長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案に意見は、ありませんか

(「意見なし」の声あり)

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第3号 義務教育学校設置条例制定に伴う関係する規則・要綱等の改正については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第4号 令和6年度教育費歳入歳出予算(案)についてを議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 令和6年度教育費関係の当初予算について説明いたします。予算は、提案者が町長で審議議決は議会になりますが、教育委員会所管となる予算に対し、教育委員会の意見を求めるものです。

それでは、最初に教育費全体の令和6年度予算額についてご説明させていただき、次に次年度の主要な政策等について説明させていただきます。

それでは、最初に教育費全体の予算額を申し上げます。令和6年第1回予算関係資料の3ページをご覧ください。

第10款の教育費全体では、8億5,706万9千円となり、前年度と比べてみますと2億1,816万5千円の減額となります。減額の主な要因は義務教育学校開校に向けた工事が終了したものです。

歳出から説明しますのでP49からご覧ください。

第1項 教育総務費は、4億3,019万2千円です。

1目 教育委員会費は118万2千円、前年比3万円の減額です。

教育委員会に関する予算を計上しています。ほぼ前年並みです。

次に予算関係資料の51ページをご覧ください。

2目 事務局費は6,677万2千円、前年比114万3千円の減額です。

教育委員会事務局に係る人件費などの経費などを計上しています。

減額の主な要因は人件費(給与)です。

次に予算関係資料の52ページをご覧ください。

3目 教育諸費は1億4,242万円、前年比2億3,826万2千円の大幅な減額です。これは、義務教育学校への再編に伴う準備経費使用校舎の改修工事に係る工事監理業務委託料及び改修工事が終了と備品購入

費として、義務教育学校への再編に伴う庁用備品購入に係る経費減額が主な減額の要因です。

予算関係資料の 55 ページをご覧ください。

4 目 通学バス等運営費は 6,156 万 4 千円、前年比 978 万 9 千円の増額で、要因としては今まで通学バス運行を請け負っていた事業者の継承が難しく、新たな事業者から見積もりを取り計上したことから増額となっています。

予算関係資料の 56 ページをご覧ください。

5 目 地域若者教育推進費は 1 億 5,825 万 4 千円で、前年比 441 万 4 千円の減額です。これは、報酬として、川根高校魅力化コーディネーター採用・配置・育成事業参加報償費 1 名分の減と併せ、全体的な見直しを行い減額などによるものです。

予算関係資料の 59 ページをご覧ください。

第 2 項 義務教育学校費は、12,694 万 2 千円です。

1 目、学校管理費は 1 億 5,825 万 4 千円で、前年比 5,873 万 3 千の大幅な増額となっていますが、83 ページをご覧ください。昨年度までは小学校費・中学校費と別れていたものが一つの項となっています。中学校費が含まれたことが増額の主な要因です。

予算関係資料の 62 ページをご覧ください。

2 目 教育振興費は 1,480 万 8 千円で、前年比 642 万 7 千円の増額となっていますが、これも 1 目同様、昨年度までは小学校費・中学校費と別れていたものが一つの項となっています。中学校費が含まれたことが増額の主な要因です。2 つの義務教育学校の施設全体経費費用となります。

予算関係資料の 77 ページをご覧ください。

10 款 4 項 4 目 学校給食施設費は 8,931 万 7 千円、前年比 746 万 1 千円の増額で主な要因は、備品購入費の増額を予定しています。

次に、歳入についてですが、主なものは、3 目教育緒費に町づくり基金、地域振興基金をあて、解体工事には合併特例債を充てています。

また川根高校を支援する地域若者教育推進費では、奥流、よすが苑及び南麓寮の利用料・地域創生交付金・地域振興基金・過疎債をあてて運営しています。

また、教育振興費にはまちづくり基金を充てるなど、その他事業ごとに教育債を財源としてあてています。

学校給食の備品購入に対しては電源立地地域対策交付金を充てています。

ただいま説明しました予算概要ですが、主要事業について別冊にて資料説明を参考として添付させていただきましたので、ご覧いただきたいと思えます。

次に社会教育費について大村課長より説明いたします。

令和 6 年度 教育費歳入歳出予算（案）について提案理由説明いたします。

予算抜粋資料 74 ページをご覧ください。

3 項 社会教育費は、1 億 6,254 万です。

1目 社会教育総務費は、8,085万3千円で前年比799万4千円の増額を計上しています。

内容としましては、社会教育委員会の他、各種委員会に要する経費、放課後子供教室に要する経費、図書ネットワーク事業やブックステップ事業など図書関連事業に要する経費、文化財事業等に要する経費、また、令和4年度から立ち上げた地域学校協働本部伴う人件費などを計上しております。

増額の要因は、「徳山の盆踊」を含む「風流踊」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを機に「徳山の盆踊」及びその他の文化財を町内外に広報するための事業費の737万3千円の増が主な要因です。

67ページ、2目 生涯学習推進費は、810万3千円で、△40万7千円の減額で、ほぼ前年並みの予算を計上しています。

地域で取り組む生涯学習推進事業、各種講座・教室の開催、ふるさと発見団、海の子山の子交流教室、むつみ学級・すこやか大学、家庭教育学級、青少年教育、文化協会地域生涯学習活動派遣事業等に要する経費を計上しております。

69ページ、3目 資料館運営費は、1,130万5千円で54万2千円の増額です。資料館運営費として、臨時職員の人件費、修繕料、建物清掃や空調設備保守点検などの委託料などを計上しております。

増額の主な理由として令和4年度に30周年を迎えた資料館やまびこの記念事業を計画しその事業費の減額が主な減額の要因です。

70ページ、4目 文化会館運営費は、6,142万1千円で427万3千円の増額です。増額の主な理由として文化会館施設改修工事に係る事業費の増額が主な要因です。

施設の運営、文化芸術の提供、生涯学習、図書室事業等に要する経費を計上してあります。

73ページ、5目 伝統文化伝承館運営費は85万8千円で342千円の増額で、施設の維持管理に係る光熱水費・施設修繕・浄化槽管理・周辺整備の事業費を計上しています。

74ページ、4項 保健体育費は、1億3,739万5千円です。

1目 保健体育総務費は、854万8千円で1万4千円の減額で、ほぼ前年並みの予算を計上しています。

スポーツ推進員や体力づくり地区推進員の活動に要する経費、スポーツイベントに要する経費、スポーツ少年団事業費補助金、川根本町体育協会事業費補助金などを計上しております。

75ページ、2目 体育施設費は、1,119万9千円で81万8千円の増額で、町営のグラウンド・サッカー場・弓道場、夜間照明施設、生涯スポーツ広場、夜間使用学校体育館の維持管理に要する経費を計上してあります。

77ページ、3目 海洋センター運営費は、2,833万1千円で954万8千円の増額で、軽スポーツの普及やスポーツイベントの開催、カヌー出前教室や水泳教室等の実施、中高年向けの運動教室・高齢者向け転倒予防教室の実施、カヌー普及関連事業、施設の維持管理にする経費を計上してあります。

次に、歳入についてですが、主なものは、放課後子供教室運営に係る国庫補助金 87万8千円、県補助金として、放課後子供教室運営に係る事業費補助金が87万8千円、東アジア文化都市2023補助金318万6千円、同じく、小学生県外体験学習、生涯学習推進事業費補助金、海の子山の子交流事業については町づくり基金の繰入、その他事業ごとに教育債を財源として充てています。

教育総務課同様、ただいま説明しました予算概要ですが、主要事業について別冊にて資料説明を参考として添付させていただきましたので、ご覧いただきたいと思えます。

令和6年度 教育費歳入歳出予算（案）についての説明は以上です。  
教育長 説明が終わりました。  
教育長 質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案に 意見 は、ありませんか。

（「意見なし」の声あり）

教育長 意見なしと認めます。よって、議案第4号 令和6年度教育費歳入歳出予算（案）については、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第5号 令和5年度川根本町教育委員会表彰受賞者の決定について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 川根本町教育委員会表彰は、川根本町の小学校、中学校に在学する児童、生徒及び教職員で優秀な成績、功績顕著なるものに対して、団体及び個人を表彰するものです。

受賞者は、小、中学校の校長から推薦されたもののうちから、教育委員会が決定するものです。

令和5年度に校長から推薦のあったものは、  
三ツ星小学校 児童 10人、教職員 0人  
本川根小学校 児童 4人、教職員 0人  
中川根中学校 生徒 4人、教職員 0人  
本川根中学校 生徒 1人、教職員 0人

で、児童・生徒19人・22件、です。

受賞者の決定としての事務局案は、推薦のあった児童・生徒19人・22件を候補者として提示します。

以上、よろしくご審議願います。

教育長 説明が終わりました。  
教育長 質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

教育長 原案のとおり決定することで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和5年度川根本町教育委員会表彰受賞者は、原案のとおり決定します。

教育長 次に、議案第6号 川根本町教育大綱(案)について、を議題とします。朗読を省略して、事務局から説明を求めます。

事務局 令和6年度以降の川根本町教育大綱(案)のとおり、教育委員にお諮りします。令和6年から令和9年度までの教育大綱を義務教育学校開校に合わせて大綱を作成し、総合教育会議に諮るものです。教育大綱の主な内容は、

- 1 教育大綱の位置づけ
- 2 大綱の期間を2024年度から2026年度までの3か年とする
- 3 基本理念について
- 4 学校教育
  - (1)基本目標
  - (2)基本方針
  - (3)重点施策
- 5 社会教育
  - (1)基本目標
  - (2)基本方針
  - (3)重点施策
- 6 乳幼児の保育・教育、児童生徒の教育、子育て支援
  - (1)基本目標
  - (2)基本方針
  - (3)重点施策

を定めたものとなります。教育委員会にお諮りしたのち、総合教育会議に諮る予定です。

以上提案理由の説明を終わります。

教育長 説明が終わりました。

教育長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり承認することで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第6号 川根本町教育大綱(案)は、原案のとおり承認します。

教育長 次に、議案第7号 川根本町部活動指導員設置要綱の制定について、を議題といたします。朗読を省略して、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局 令和8年度から部活動が地域移行されることに伴い、令和6年度当

初予算にも計上し、部活動指導員を随時設置する計画を行います。

令和6年度は放課後の部活動を学校の指導者とともにお願いする方を募集している段階です。予定としては現在募集中で3月上旬には希望者の方の面談を行います。

4月以降、正式に設置するためには、要綱の制定が必須となることから今回設置要綱を制定したくお諮りします。

要綱の主な内容は、

- 第1条 趣旨
- 第2条 身分
- 第3条 任用
- 第4条 職務
- 第5条 解職
- 第6条 任期
- 第7条 辞職
- 第8条 報酬の支給
- 第9条 勤務
- 第10条 服務
- 第11条 災害補償
- 第12条 職務専念義務の免除
- 第13条 委任

本要綱は、令和6年4月1日から施行するというものです。

教育長 説明が終わりました。  
教育長 質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

教育長 原案のとおり承認することで、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 異議なしと認めます。よって、議案第7号 川根本町部活動指導員設置要綱の制定、原案のとおり承認します。  
以上提案理由の説明を終わります。

4 その他  
教育長 その他の議題であります。協議事項はありますか。  
(「なし」の声あり)

教育長 なしと認めます。

7 閉 会 (教育長)  
以上で本日の日程は終了いたしました。  
よって、令和6年 第1回 川根本町教育委員会を閉会します。  
お疲れ様でした。

令和6年6月12日  
上記に相違ないことを確認する。

教育長職務代理者：森下洋一

委員：松下陽子

委員：八木洋子

委員：山本正和